「公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する
意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

令和８年３月 27 日
環境省大臣官房環境保健部企画課保健業務室

１．概要

「公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令案」について、以下のとおり意見募集を行いました。

・意見募集期間：令和８年２月 16 日（月）～令和８年３月 17 日（火）
・告　知　方　法：電子政府の総合窓口（e-Gov）による閲覧、窓口での配布
・意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、郵送、電子メールのいずれか

２．意見募集の結果

（１）意見提出数

１件うち有効件数１件

（２）お寄せいただいた御意見及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

（別紙）

お寄せいただいた御意見及び御意見に対する考え方

番号	お寄せいただいた御意見	御意見に対する考え方
1	排出企業に対する賦課金額が微減となっているが、おかしいのではないか。昨今大気汚染は他の環境問題と相まって、被害の強度を増している。環境破壊を善しとする企業への規制は、強めるべきではないのか。倍額への増額でも良いくらいではないか。	ご指摘の賦課金額は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）に基づく認定患者への補償給付等に要する費用に充てられており、令和８年度の当該費用の見込額に基づき算定されています。この見込額が前年度より減少したため、賦課金額も減額となったものです。